

国民年金種別変更 このようなきときは届出を！

国民年金制度では、国内に居住する20歳以上60歳未満までのすべ
ての方に、加入が義務付けられて
います。国民年金の加入種別は、
次の3種類に分かれており、届出
は加入時だけでなく、種別が変
わったときにも必要です。

種別変更の届出を忘れると、年
金を受け取れないこともありま
す。手続きは、年金手帳を添えて、
その都度忘れずに行いましょう。

【国民年金の加入種別】

■第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とそ
の配偶者、20歳以上の学生、フ
リターの方などが対象。手続
きは、伊奈庁舎国保年金課。

■第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方な
ど、厚生年金や共済組合に加入
している方が対象。手続きは、
会社や官公庁。

■第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に
扶養されている配偶者の方が対
象。手続きは、配偶者の勤務先。

【種別変更となるケース】

●第1号被保険者となるケース

第2号被保険者が退職される
と、第1号被保険者（第3号被
保険者になる場合は除く）とな
ります。また、その方に扶養さ

れていた第3号被保険者がいる
場合、その方も第1号被保険者
になります。手続きは、伊奈庁
舎国保年金課で行います。

●第2号被保険者になるケース

第1号被保険者または第3号
被保険者が、就職して厚生年金
などに加入すると、第2号被保
険者になります。加入手続きは
会社や官公庁が行います。

●第3号被保険者になるケース

平成24年度特別児童扶養手当・ 特別障害者手当などの手当額について

特別児童扶養手当・特別障害者
手当・障害児福祉手当が平成24
年度より、次のようになります。

▼特別児童扶養手当（1級）

50550円→50400円
（月額）

▼特別児童扶養手当（2級）

33670円→33570円
（月額）

▼特別障害者手当

26340円→26260円
（月額）

▼障害児福祉手当

14330円→14280円
（月額）

特別児童扶養手当は、精神ま
たは身体に重度・中度の障がい

会社などを退職して厚生年金
などに加入されている方の被扶養
配偶者になる方などが、第3号被
保険者になります。届出は、配偶
者の勤務先を通じて行います。
詳しくは、伊奈庁舎国保年金
課、または土浦年金事務所まで
お問い合わせください。

問・伊奈庁舎国保年金課 ☎
58・2111（内線1186）
・土浦年金事務所（土浦市下
高津2-7-29）☎029-
824-7121

がある20歳未満の児童を、家庭
で監護（保護者として生活の面
倒をみる）としていた父または
母、もしくは父母に代わって
養育している方が受けられる手
当です。

特別障害者手当・障害児福祉
手当は、精神または身体に重度
の障がいがあり、家庭で生活し
ている方が受けられる手当です。

手当を受けるには申請が必要
です。対象と思われる方は、ま
だ申請をされていない方は、お
問い合わせください。

58・2111（内線1154）
申問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎

「所有している農地を貸したい」と 考えている方へ

平成21年12月に農業経営基盤
強化促進法が改正され、農地を
効率的に利用し、面的な集積を
促進するため、「農地利用集積
円滑化事業」が創設されました。
市では、農地利用集積円滑化
事業のうち、次の事業を実施し
ています。

農地所有者代理事業

農地の所有者の方が、農地利
用集積円滑化団体に対し、農地
の貸し付けに係る委任をし、農
地利用集積円滑化団体が農地所
有者の代理となり、農地の貸し
付けを行う事業です。農地所有
者にとっては、みずから貸付先
を探す必要がなく、安心して農
地を任せることができます。た
だし、農地の所有者は、農地の
受け手である耕作者を指定する
ことができません。

〔農地利用集積円滑化団体（実
施主体）とは〕
つくばみらい市担い手育成総
合支援協議会（つくばみらい市
農政課内）と茨城みなみ農業協
同組合です。

農地を貸したいと考えている
方は、ぜひ、ご相談ください。

問 つくばみらい市担い手育成
総合支援協議会（谷和原庁舎農
政課内）☎58・2111（内線
8156）

貸したい



- 勤めが忙しくて農作業
ができない。
- 後継者がいないので農
業をやめたいが農地は
売りたいくない。

委任

**農地利用集積
円滑化団体**



借りたい



- 農地を集約して機械を
有効に利用したい。
- 規模拡大して安定した
経営をしたい。

協議調整

つくばみらい市担い手育成総
合支援協議会（農政課内）
・茨城みなみ農業協同組合